

法第4条および第5条に基づく措置の実施状況

別表1

法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	0	0	5	62	20	321	26	370	27	377	29	433	35	710	45	807	50	872	50	872	
うち、実行に係る貸付債権	0	0	2	9	7	56	14	179	15	208	16	210	22	541	32	637	36	639	36	639	
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち、審査中の貸付債権	0	0	2	44	6	155	3	47	1	6	1	54	1	0	1	0	0	0	0	0	
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	1	8	7	109	9	143	11	162	12	168	12	168	12	168	14	233	14	233	
	平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末		平成25年 6月末		平成25年 9月末										
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額									
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	52	1,006	56	1,021	64	1,179	65	1,206	65	1,206	65	1,206									
うち、実行に係る貸付債権	36	639	41	781	46	791	49	939	50	966	50	966									
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
うち、審査中の貸付債権	1	128	0	0	3	148	1	27	0	0	0	0									
うち、取下げに係る貸付債権	15	239	15	239	15	239	15	239	15	239	15	239									

(注) 百万円以下切捨てのため合計に不突合あり

別表2

法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1	19	15	214	23	344	26	389	28	409	32	484	34	501	39	570	41	599	44	621
うち、実行に係る貸付債権	0	0	2	15	4	45	10	109	12	133	14	185	16	196	20	243	21	258	22	267
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	1	19	4	57	6	92	1	15	1	11	2	23	1	13	1	9	2	22	3	21
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	9	141	13	206	15	263	15	263	16	275	17	291	18	318	18	318	19	331
	平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末		平成25年 6月末		平成25年 9月末									
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額						
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	45	647	46	661	46	661	48	671	48	671	48	671								
うち、実行に係る貸付債権	24	281	25	296	25	296	25	296	26	298	26	298								
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
うち、審査中の貸付債権	1	25	0	0	0	0	2	9	0	0	0	0								
うち、取下げに係る貸付債権	20	339	21	365	21	365	21	365	22	372	22	372								

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

(注) 百万円以下切捨てのため合計に不突合あり